改正

平成23年3月31日告示第26号

恵那市市民評価委員会設置要綱

題名改正「平成23年告示26号]

(設置)

- 第1条 この要綱は、行政外部の視点から事務事業の評価を行うことにより、評価の客観性及び信頼性の向上と簡素で効率的な行政体制の確立を図るため、恵那市市民評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
  - 一部改正〔平成23年告示26号〕

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 市が実施する行政評価の結果について評価すること。
  - (2) 行政評価の仕組み及び手法の改善について、調査審議すること。
    - 一部改正〔平成23年告示26号〕

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市民を代表する者
  - (2) 国又は他の地方公共団体の職員
  - (3) 学識経験を有する者
- 3 委員の任期は、2年間とし再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。
- 8 委員会にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、専門的な知識又は経験を有する 者とし、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行う

ものとする。

一部改正〔平成23年告示26号〕

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員任命後最初の委員会は、 市長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明 を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日告示第26号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。